

官報

号外

昭和二十六年十月三十一日

○第十二回 参議院會議録第十二号

昭和二十六年十月三十一日(水曜日)午前
十時三十分開議

議事日程 第十一号

昭和二十六年十月三十一日

午前十時開議

第一 電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第二 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第三 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第四 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第五 電信電話料金法の一部を改正する法律案(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨三十日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

診療所における同一患者の收容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律案(大石武一君外七名提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長はこれを委員会に付託した。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

日本国憲法第八條の規定による議決案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

保健婦助産婦看護婦法等の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は即日これを衆議院に送付した。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員片岡文重君提出建設省職員の数に關する質問に対する答弁書

同日委員長から左の報告書を出した。

昭和二十四年度国有財産増減及び現在額計算書議決報告書

昭和二十四年度国有財産無償貸付状況總計算書議決報告書

同日内閣総理大臣に、公益事業委員会委員長松永安左エ門君を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣から、公益事業委員会委員長松永安左エ門君を第十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日本院内閣法務委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 岡部 常君(鈴木安孝君の補欠)

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員長鈴木恭一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

電信電話料金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十月二十七日

衆議院議長 林 護治

参議院議長 佐藤尚武殿

電信電話料金法の一部を改正する法律案

電信電話料金法の一部を改正する法律

電信電話料金法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表一中第一類及び第二類を次のように改める。

第一類 電報に關する料金

料 金 種 別 單 位 料 金 額

第一 電報料

料 金 種 別 單 位 料 金 額

(一) 市外電報料

基本料 和文十字 まで
欧文五語 まで
累加料 和文五字まで ごとに
欧文一語 ごとに
名あて料 追加一名あてごとに

七円

七円

昭和二十六年十月三十一日 参議院會議録第十二号 議長 参議院會議録第十二号 議長 参議院會議録第十二号 議長

昭和二十六年十月三十一日 参議院會議録第十二号 電信電話料金法の一部を改正する法律案

基本料	和文十字 欧文五語	五十円
累加料	和文五字まで 欧文一語	十円
名あて料	追加一名あてごとに	十円
二 翌日配達電報料		
基本料	和文十字 欧文五語	三十円
累加料	和文五字まで 欧文一語	七円
名あて料	追加一名あてごとに	七円
三 無線電報料		
基本料	和文十字 欧文五語	百円
累加料	和文五字まで 欧文一語	二十円
名あて料	追加一名あてごとに	二十円
四 医療無線電報料		
基本料	和文十字 欧文五語	五十円
累加料	和文五字まで 欧文一語	十円
五 新聞電報料		
基本料	和文五十字 欧文十語	十五円
累加料	和文五十字 欧文十語	十円
六 新聞無線電報料		
基本料	和文五十字 欧文十語	三十円
累加料	和文五十字 欧文十語	二十五円
七 放送無線電報料		
累加料	一日放送 字語数	(月額) 三千二百円
八 同報無線電報料		

(一) 航空方式による場合

(1) 予約時間三十分までごとに
送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 一万円
(日額) 三百十円

(2) 超過時間三十分までごとに
送信料 一日超過時間三十分までごとに
受信料 一日超過時間三十分までごとに
(月額) 六千三百円
(日額) 十五円

(二) その他の方式による場合

(1) 予約時間三十分までごとに
送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 三千二百円
(日額) 百円

(2) 超過時間三十分までごとに
送信料 一日超過時間三十分までごとに
受信料 一日超過時間三十分までごとに
(月額) 二千二百円
(日額) 五円

九 気象通知電報料

(一) 気象特報 (符号)
送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 百十円
(日額) 七円

(二) 気象警報

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 七円

十 写真電報料

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 千四百円
(日額) 七円

甲号

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 千四百円
(日額) 七円

乙号

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 七百円
(日額) 三百五十円

丙号

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 五百五十円
(日額) 二百八十円

十一 横字電報料

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 三百円
(日額) 四十円

十二 慶弔電報料

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 三百円
(日額) 四十円

十三 船舶通報料

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 三百円
(日額) 四十円

(一) 通過電報料

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 三百円
(日額) 四十円

(二) 登記料を納付した場合

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 三百円
(日額) 四十円

(三) 臨時請求の場合

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 三百円
(日額) 四十円

(四) 信号電報料

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 三百円
(日額) 四十円

(五) 信号電報料

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 三百円
(日額) 四十円

電報料又は郵便料

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 三百円
(日額) 四十円

電報料又は郵便料

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 三百円
(日額) 四十円

電報料又は郵便料

送信料 一日予約時間三十分までごとに
受信料 一日予約時間三十分までごとに
(月額) 三百円
(日額) 四十円

第二 特殊取扱の料金

一 至急料

一通ごとに

普通電報料と同額

二 照校料

三 電報受信報知料

四 郵便受信報知料

五 追送電報の追送に
関する料金

追送一回ごとに

六 再送電報の再送に
関する料金

再送一回ごとに

七 同文料

原信を除き一通ごとに

八 別便配達料

一通ごとに

(一) 島しよあて以外
の場合

十六キロメートルまで

十六キロメートルをこえるときは四
キロメートルまでごとに

(二) 島しよあての場合

九 はしけ配達料

一通ごとに

十 特使配達料

一通ごとに

十一 返信料前納取扱
料

一通ごとに

十二 諸否報知料

一通ごとに

十三 配達日時指定料

一通ごとに

十四 翌朝配達指定料

一通ごとに

十五 別便配達料受信
人拂料

一通ごとに

普通電報料と同額

電報料(同文電報)については、
電報料及び同文料)と同額。
但し、無線電報及び新聞無線
電報については、二分の一
電報料(同文電報)については、
電報料及び同文料)の二分の一
普通電報の基本料に五円を加
えた額

第二種郵便物の料金の二倍に
五円を加えた額

新たに電報を差し出した場合
の料金に五円を加えた額

新たに電報を差し出した場合
の料金に五円を加えた額

電報の基本料の十分の八(市
内電報)については、二十五円
名あてを追加したときは、各
あて料と同額を加えた額

百二十円

三十円

百二十円。但し、配達実費が
これをこえるときは、その実
費

百二十円。但し、配達実費が
これをこえるときは、その実
費

百二十円

四十円

十円

五円

五円

十六 はしけ配達料受
信人拂料

一通ごとに

五円

十七 親展料

一通ごとに

五円

十八 留置料

一通ごとに

五円

十九 局待料

一通ごとに

五円

第三 その他の料金

一 電線託送料

一通ごとに

五円

二 略号登記料

一の略号ごとに

五円

三 配達先登記料

一の配達場所又は受取人一人ごとに

(年額)
千四百円

四 正字料

和文百字
歐文二十五語) までごとに

十円

五 尋問料

一回ごとに

十円

六 船舶通報の登記に
関する料金

(一) 登記料
各種別につき一の指定ごとに

(年額)
百四十円

(二) 通過報登記通知
料

実費

第二類 電信回線専用に関する料金

第一 電信回線専用料

一 長期専用の場合

位 料

金

額

下記以外の場合
新聞社又は通信社
の専用する場合

(一) 線路専用料

一キロメートルまでごとに

(年額)
千八百三十円

(年額)
千二百円

(二) 陸上線路

一キロメートルまでごとに

(年額)
一万二千九百六十

(年額)
八千四百円

(三) 海底線路

一キロメートルまでごとに

(年額)
八千六百六十

(年額)
八千六百六十

(四) 機械専用料

一座ごとに

(年額)
一万六千三百二十

(年額)
八千六百六十

音響二重機

一座ごとに

(年額)
三万七千二百円

(年額)
一万五千三百六十

印刷電信機

一座ごとに

(年額)
十一万二千八百円

(年額)
五万六千四百円

昭和二十六年十月三十一日 参議院會議録第十二号 電信電話料金法の一部を改正する法律案

印刷二重機 一座ごとに 二十二万五千六百円 実費 十一万二千八百円	二 設備費負担長期 専用の場合 (一) 線路専用料 陸上線路 一キロメートルまでごとに 七百七十円 (年額) (二) 機械専用料 調音集信機 一座ごとに 一万四千四百円 調音集信機 一座ごとに 二万六千四百円 印刷集信機 一座ごとに 六万七千二百円 印刷二重機 一座ごとに 十三万四千四百円 電話機 一座ごとに 六千二百四十円 実費	三 短期専用の場合 (一) 線路専用料 陸上線路 一キロメートルまでごとに 六円 海底線路 一キロメートルまでごとに 四十三円 (日額) (二) 機械専用料 香盤集信機 一座ごとに 五十円 香盤二重機 一座ごとに 百円 印刷集信機 一座ごとに 三百七十五円 印刷二重機 一座ごとに 七百五十円 実費	第二 伝真電信回線専用 料及伝真電信 回線専用料 一 長期専用又は短 期専用の場合 (一) 線路専用料 市外線専用料 一回線ごとに 市外専用電話の市外線専用料及び分岐 引込料と同額 市内専用電話の回線設備料及び回線維 持料と同額	第一 加入料 料 金 種 別 單 位 料 金 額 第一類 加入電話に関する料金 第一加入料 一加入ごとに 三百円
(一) 機械専用料、機 械設備料(短期 専用に限る)及 び移転料 臨時専用の場合 市外線専用料 一回線ごとに 市内線専用料 一回線ごとに 常時使用する場 合 専用の都度作成す る場合 伝真電信又は模 電信以外の用途に 共用する場合の加 算額 電信と共用する場 合 電話と共用する場 合 電信及び電話と共 用する場合 無線電信設備専用 料及特殊装置專 用料 第四 電信回線、伝真電 信回線、模電信 回線又は無線電 信設備を二人以上 者が共同して専用 する場合の附加料 金 一 二人の場合 二 三人の場合 三 三人をこえる場合	別表二中第一類から第四類までを次のように改める。 第一類 加入電話に関する料金 第一加入料 一加入ごとに 三百円	線路専用料又は無線電信設備専用料の 十分の三 線路専用料又は無線電信設備専用料の 十分の五 線路専用料又は無線電信設備専用料の 十分の五に三人をこえ一人を増すこと に十分の一を加えた額	第三 加入料 料 金 種 別 單 位 料 金 額 第一類 加入電話に関する料金 第一加入料 一加入ごとに 三百円	第一加入料 一加入ごとに 三百円

第二 電話使用料

一 度数料金制による場合

(一) 基本料

一 加入ごとに

住 宅 用 (月額) 事 務 用 (月額)

単独加入

一級局

三百八十円

五百四十円

二級局

三百四十円

四百八十円

三級局

三百円

四百二十円

四級局

二百六十円

三百六十円

五級局

二百二十円

三百円

二の共同(自動接続市外通話方式を施行する自動式局に属する加入に限る。)

一級局

二百五十円

三百六十円

二級局

二百二十円

三百二十円

三級局

百九十円

二百八十円

四級局

百六十円

二百四十円

五級局

百四十円

二百円

(二) 度数料

市内通話一度数ごとに

二 均一料金制による場合

一 加入ごとに

住 宅 用 (月額) 事 務 用 (月額)

単独加入

三級局

八百四十円

千四百円

四級局

七百二十円

千二百円

五級局

六百円

千円

六級局

五百四十円

九百円

七級局

四百八十円

八百円

八級局

四百二十円

七百円

九級局

三百六十円

六百円

十級局

七十円

百十円

基本額

加算額

普通加入区域とみなされる区域内の関係電話線路百メートルまでごとに

普通加入区域とみなされる区域内の関係電話線路百メートルまでごとに

二十四円

四十円

共同加入

二の共同 別に信号装置を要しないもの

一級局

六百十円

千二十円

二級局

五百五十円

九百二十円

三級局

四百九十円

八百二十円

四級局

四百四十円

七百三十円

五級局

三百九十円

六百五十円

六級局

三百五十円

五百八十円

七級局

三百十円

五百十円

八級局

二百七十円

四百五十円

九級局

二百三十円

三百九十円

十級局

七十円

百十円

基本額

加算額

二十四円

四十円

普通加入区域とみなされる区域内の関係電話線路百メートルまでごとに

別に信号装置を要するもの

一級局

五百六十円

九百三十円

二級局

五百円

八百四十円

三級局

四百五十円

七百五十円

四級局

四百円

六百七十円

五級局

三百六十円

五百九十円

六級局

三百二十円

五百三十円

七級局

二百八十円

四百七十円

八級局

二百四十円

四百十円

九級局

二百円

三百五十円

三又は四の共同

一級局

四百六十円

七百六十円

二級局

四百十円

六百八十円

三級局

三百七十円

六百十円

四級局

三百三十円

五百五十円

五級局

二百九十円

四百九十円

六級局

二百六十円

四百四十円

昭和二十六年十月三十一日 参議院會議録第十二号、電信電話料金法の一部を改正する法律案

七級局	二百三十円	三百九十円
八級局	二百円	三百四十円
九級局	百七十円	二百九十円
五以上の共同		
三級局	二百八十円	四百七十円
四級局	二百五十円	四百三十円
五級局	二百三十円	三百九十円
六級局	二百十円	三百五十円
七級局	百九十円	三百十円
八級局	百七十円	二百七十円
九級局	百五十円	二百三十円
三	甲種増設電話機を接続する加入電話又は交換機による接続電話機を接続する加入電話に対する加算額	
一加入ごとに	(月額)	電話使用料(度敷料を除く)の二分の一
第三	附加使用料	
一 普通加入区域外加入	一加入ごとに	住宅用(月額) 事務用(月額)
(一) 特別加入区域内	関係電話線路百メートルまで	
単独加入	二十四円	四十円
共同加入		
二の共同	十四円	二十四円
三又は四の共同	十一円	十八円
五以上の共同	七円	十二円
(二) 加入区域外		
単独加入	三十三円	五十五円
共同加入		
二の共同	二十円	三十三円
三又は四の共同	十五円	二十五円
五以上の共同	十円	十七円

他局の加入区域内にあるものに對する加算額	(月額)	電話使用料(自動式局における度敷料金制による加入については、自動接続市外通話方式による市外通話料を含む)の二倍
二 増設機械	一箇ごとに	住宅用(月額) 事務用(月額)
(一) 電話機		
局維持	百二十円	二百円
加入者維持	六十円	百円
(二) 受話器		
局維持	三十六円	六十円
加入者維持	二十四円	四十円
(三) 電鈴		
局維持	三十六円	六十円
加入者維持	二十四円	四十円
(四) 附属交換機		
加入者以外の者の使用する増設電話機に對する加算額	七十二円	百二十円
(五) 二箇以上の加入回線又は甲種増設電話機との回線に共通に接続する電話機に對する加算額		
二回線に共通に接続する場合	六十円	百円
三回線に共通に接続する場合	七十二円	百二十円
四回線に共通に接続する場合	八十四円	百四十円
(六) 転換器		
一箇ごとに	住宅用(月額) 事務用(月額)	実費 実費
三 接続電話機	六十円	百円
四 甲種増設電話機又は接続電話機を市外専用電話の回線に接続する場合の附加使用料	千五百円	

五 移動電話機装置		住宅用	事務用
電話機に対する加算		(月額) 三十円	(月額) 五十円
電話機を接続するための装置		一箇ごとに 三十六円	六十円
第四 電話線設備料		実費	
第五 装置料			
一 加入申込受理の場合		一加入ごとに 四千円	
二 増設機械装置の場合		実費	
三 移動電話機装置請求の場合		電話機を接続するための装置 一箇ごとに 五百円	
四 構内移転又は一時撤去の場合			
(一) 電話機		一箇ごとに 千五百円	
(二) 増設電鈴		一箇ごとに 五百円	
(三) 移動電話機装置		電話機を接続するための装置 一箇ごとに 五百円	
(四) 附属物品(電話機、電鈴、移動電話機装置又は附属交換機の移転又は一時撤去の場合を除く)		一箇ごとに 五百円	
(五) 附属交換機及びその附属物品		実費	
五 構外移転の場合		一箇ごとに 四千円	
(一) 電話機		一箇ごとに 千五百円	
(二) 増設機械又は移動電話機装置		四と同額	
六 災害電話の復旧の場合		一箇ごとに 五と同額	
第六 名義変更料		一加入ごとに 三百円	

第七	電話番号簿掲載料	一掲載ごとに	三百円
第八	臨時電話に関する料金		
一	装置料		
(一)	加入申込受理の場合	一加入ごとに	三千二百円
(二)	電話機械移転の場合	一箇ごとに	第五の四又は五と同額
二	電話使用料		
(一)	度数料金制による場合	一加入ごとに	
	基本料	(月額)	百六十円
	度数料	(月額)	五円
(二)	均一料金制による場合	市内通話一度ごとに	(月額) 二百四十円
(三)	甲種増設電話機を接続する臨時電話又は交換機による接続電話機を接続する臨時電話に対する加算額	(月額) 電話使用料(度数料を除く)の二分の一	
第九	臨時増設機械に関する料金		
一	装置料	実費	
二	附加使用料		
(一)	電話機	(一)の使用期間ごとに(二)六百円	
(二)	附属交換機	実費	
第二類	通話に関する料金		
料 金 種 別	單 位	料 金 額	
第一 公家電話料	一度ごとに	五円	
第二 市外通話料	一通話ごとに		
一 普通通話料			
通話区間	待時通話区間	即時又は準即時通話区間	
	七円	十円	
	十キロメートルまで		

昭和二十六年十月三十一日 参議院會議録第十二号 電信電話料金法の二部を改正する法律案

二十キロメートルまで	十円	十五円
三十キロメートルまで	十五円	二十円
四十キロメートルまで	二十円	二十五円
六十キロメートルまで	二十五円	三十五円
八十キロメートルまで	三十円	四十五円
百キロメートルまで	三十五円	五十五円
百二十キロメートルまで	四十円	六十五円
百六十キロメートルまで	五十円	七十五円
二百キロメートルまで	六十円	九十円
二百四十キロメートルまで	七十円	百五十円
二百八十キロメートルまで	八十円	百二十円
三百二十キロメートルまで	九十円	百四十円
三百八十キロメートルまで	百円	百六十円
四百四十キロメートルまで	百二十円	百九十円
五百四十キロメートルまで	百四十円	二百二十円
七百四十キロメートルまで	百六十円	二百五十円
八百四十キロメートルまで	百八十円	二百八十円
九百五十キロメートルまで	二百十円	三百二十円
千百キロメートルまで	二百四十円	三百六十円
千二百五十キロメートルまで	二百七十円	四百円
千五百キロメートルまで	三百円	四百四十円

千八百キロメートルまで	三百三十円	四百八十円
二千二百キロメートルまで	三百六十円	五百二十円
二千四百キロメートルまで	三百九十円	五百六十円
二千四百キロメートルをこえるもの	四百二十円	六百円
二 至急通話料	普通通話料の二倍	
三 特別至急通話料	普通通話料の三倍	
四 定期通話料	普通通話料の四倍	
第三 通話取消料	一回ごとに	
一 一定通話以外の通話		
通話区間		
十キロメートルまで	三円	
八十キロメートルまで	五円	
二百四十キロメートルまで	十五円	
五百九十キロメートルまで	二十五円	
千五百キロメートルまで	三十五円	
千五百キロメートルをこえるもの	四十五円	
二 一定通話	一の三倍	
第四 予約通話料	一通話時ごとに	
第五 予約新聞電話料	一通話時ごとに	
第三類 岸壁電話		
料 金 種 別 單 位		
一 使用料	一回ごとに	(月額) 料 金 額
局維持の場合の加算額		九十円

第一類 市外通話料			第二類 第二と同額
三 通話取消料			第三類 第三と同額
第四類 専用電話に関する料金			料 金 額
料 金 種 別	單 位	料 金 額	
第一 市内専用電話料			
一 設備料			
(一) 電話機	一箇ごとに	九千円	
構外からの引込線不要のものに対する料金減額			
(一) 電話機	一箇ごとに	二千五百円	
(二) 増設受話器	一箇ごとに	千円	
(三) 増設電鈴	一箇ごとに	千五百円	
(四) 交換機又は転換器	一箇ごとに	実費	
(四) 回線		実費	
二 維持料			
(一) 長期専用の場合			
(1) 電話機	一箇ごとに	(月額) 百円	
(2) 増設受話器	一箇ごとに	(月額) 五十円	
(3) 増設電鈴	一箇ごとに	(月額) 五十円	
(4) 交換機又は転換器		実費	
(5) 回線	関係電話線路百メートルまでごとに	(月額) 二十五円	
普通加入区域内			
特別加入区域内		四十円	
加入区域外		五十五円	
(二) 短期専用の場合 一回線ごとに			
(日額) 六円			
(月額) 一百八十円			
三 二人以上の者が共同して専用する場合の附加料金			
二人の場合		維持料の十分の三	
三人の場合		維持料の十分の五	

四 移転料			三人をこえる場合
(一) 電話機			維持料の十分の五に三人をこえる一人を加えた額を均すことに十分の一を加えた額
構内移転の場合	一箇ごとに	千五百円	
構外移転の場合		四千元	
構外からの引込線不要のものに対する料金減額			
(一) 電話機	一箇ごとに	二千五百円	
(二) 増設電鈴	一箇ごとに	五百円	
(三) 交換機又は転換器	一箇ごとに	実費	
(四) 附属物品(電話機、交換機又は転換器の移転又は一時撤去の場合を除く)	一箇ごとに	五百円	
(四) 回線		実費	
五 機械種類変更料			
交換機又は転換器		実費	
六 特殊装置の専用電話料			
第二 市外専用電話料			
一 市外線専用料 一回線ごとに			
(一) 長期専用の場合			
(1) 一般専用	(月額)		
(2) 官庁等専用(警察事務、消防事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道、日本国有鉄道の鉄道事業の用に供するものに限る)			
(3) 新聞社、通信社及び放送事業者の専用			
専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の六千倍			
専用区間に相当する待時通話区間の一通話時の普通通話料の千五百九十倍			

音声回線又は専用周波数帯域二千四百サイクルまでの搬送回線 専用周波数帯域五千サイクルまでの搬送回線 専用周波数帯域七千五百サイクルまでの搬送回線 専用周波数帯域一萬五千サイクルまでの搬送回線 その他の搬送回線	専用区間に相当する待時通話料の千八百倍 一通話時の普通通話料の三千六百倍 専用区間に相当する待時通話料の五千四百倍 一通話時の普通通話料の一万八百倍	専用区間に相当する待時通話料の二百四十倍 一通話時の普通通話料の百六十倍	官庁等専用 (警察、消防、防務、裁判、訴訟事務及び日本国有鉄道、の鉄道事業の用に供するものに限る)並びに新聞社、通信社及び放送事業者の専用	時間専用	電話以外の用途に共用する場合 電話と共用する場合 軍用電信又は模写電信と共用する場合 電信、軍用電信及び模写電信と共用する場合	専用区間に相当する待時通話料の十分の一 共用区間に相当する市外専用電話の市外線専用料の十分の一 共用区間に相当する電信回線専用料の十分の一 共用区間に相当する電信回線専用料の十分の一に市外専用電話の市外線専用料の十分の一を加えた額
---	---	---	--	-------------	--	--

二 分岐引込料(搬送回線から分岐する場合に限る) 三 端末設備料(時間専用の場合を除く) 四 端末維持料	(一) 時間専用の場合、端末一回線ごとに (二) 以外の場合 市外専用電話の一回線ごとに 市内専用電話の一回線ごとに 市内専用電話の一回線ごとに 市内専用電話の一回線ごとに	六 移転料 七 特殊装置の専用電話料 第三 無線電話設備専用料及び特殊装置専用料 第四 市外専用電話の回線又は無線電話設備を二人以上の者が共同して専用する場合の附加料金	一 二人の場合 二 三人の場合 三 三人をこえる場合	附 則 この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。
---	---	---	---	---

〔鈴木恭一君登壇、拍手〕

○鈴木恭一君 只今議題となりました電信電話料金の法の一部を改正する法律案について、電気通信委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案の提案理由といたしますところは、電気通信事業特別会計の收支は、朝鮮動乱以後の物価高騰に伴う物件費の増加と、従業員給与ベースの引上げによる人件費の増加等によりまして、経営の合理化、定員の整理等、経費の節約を行いつても、平年計算において、収入約四百九十億円に対し支出約六百十六億円になり、差引約百二十六億円という多額の赤字を生じますので、これを補償し、本事業の独立採算のために料金の値上げをしようというのであります。

その内容といたしますところは、先ず電信におきまして総体で約四〇％、電話におきまして約三〇％の値上げとなるのであります。これによつて内国電報料は一音信三十円が五十円、公衆電話は一円が五円に、又東京など大都市に例をとりますと、加入電話の毎月の使用基本料金は四百八十円が五百四十円に、一回の度数料二円が五円に引

上げられるのであります。又国際電気通信料金は現在相当高額となつており、且つ国際電気通信條約及びその附屬協定によりまして相手国政府又は商社と協定の必要がありますので、今回は料金改訂をせず据置きとしております。なおこの料金改訂に関連して、配達日時指定電報の取扱、摩用電報再開等をいたすことになつております。以上が本案の大要であります。本案は来たる十一月一日より施行と相成つておるのであります。

電気通信委員会におきましては、本月二十二日、本案が予備審査のために付託されますや、五回に亘つて委員会を開き、その間、学識経験者、官論及び経済関係その他各界の人々十人から参考意見を聴取するなどいたしまして、審議の慎重を期したのであります。が、政府の説明及び質疑応答によつて明らかにになりました点の大要を申し上げますと、今回の料金引上げによつて平年度において年間約百二十六億円、本年度は十一月一日から実施するものとして約四十七億円の増収を見込んでいるが、この増収は、物価騰貴及び従業員の給与ベース引上げによる経費の増加、施設の減価償却の増補及び

大都市における施設の特別保守に充てること。内国電信事業は二十五年に於いて約三十八億円の赤字を出しており、本年度は更に大きな赤字が予想されるので、極力事業の合理化を行うと共に、今回の値上げをいたし、なお不足する部分は国際電報及び電話事業の収入で補う方針であること。電信事業の赤字を電話事業で補うことについて、両事業の施設面に共用部分が多いし、又電気通信事業一体の建前から言つて必ずしも不合理とは考へていないこと。新聞、通信、放送関係の市外線専用料は一般に比べて約四分の一に割引されていて、原価を割つてしまつたが、事業の性質に鑑みて、改正料金でも原価以下にとめてあること。電話事業の能率を高めるために、現在の国営から公共企業に移行するものであるが、これが実現すれば資金も潤沢となり、電話の大増設もでき、従つて料金収入も多くなり、値上げしないで済むのではないかという質問については、政府としては、公共企業体の実現は未だ決定的のものでなく、又実現しても直ちに大増設は困難であり、当面の赤字を解消し、現在ある電話のサービス

を改善するためにこの値上げを必要と

していること。なお参考人十名の意見は、料金は経費を賄えるものでなければならぬ、サービスが改善されるならば値上げも止むを得ないとする意見と、値上げはインフレの助長になる、赤字は事業の合理化で処理すべきである、悪いサービスをしておりながら値上げをすることには反対であるとの意見がありまして、結論的には賛成六、反対四でありました。

一昨二十九日質疑を終えまして、討論に入りましたところ、録風会の尾崎委員より、電気通信省はこの値上げの機会に施設及び業務面のサービス向上に努力し、又電話の架設について公明な方法を講じて疑惑を払ふかようにすべきであるとの希望を付して本案に賛成、又国民民主党の深川委員より、電話の増設に政府の格段の努力を希望し、且つこの機会に通話状態の改善、サービスの向上を政府が確約することとを条件として本案に賛成の意見を述べられたのであります。討論を終えまして、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て本案は原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二、郵便法の一部を改正する法律案、日程第三、郵便為替法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長岩崎正三郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

郵便法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十月二十七日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤尚武君

昭和二十六年十月三十一日 参議院會議録第十二号 郵便法の一部を改正する法律案外一件

(小字及び一は衆議院修正)

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第一号中「第四種のうち」を「商品の見本及びひな形」
「盲人用点字のみを掲げた印刷物 三百グラム」を「第四種のうち盲人用点字のみを掲げたもの 三キログラム」に改める。

第十九條を次のように改める。
第十九條 削除

第二十條第一項中「電気通信省の下に」又は「日本放送協会」を、「左のものは、」の下に「省令の定めるところにより、」を加え、同條第二項中「他の法律に規定のあるもの及び」を削る。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條(第一種郵便物) 左の郵便物は、第一種郵便物とする。

一 筆書した書状(特定の人にあつた通信文を筆書(印章又はタイプライター)による場合を含む。)(したもので、郵便葉書でないものをいう。以下同じ。)を内容とするもの

二 開封としないもの(第二十六條第一項後段の規定により密閉したものを除く。)

第一種郵便物の料金は、重量二十グラム又はその端数ごとに十二円とする。

第二十二條第二項を次のように改める。

第二種郵便物の料金は、通常葉書にあつては四円、往復葉書にあつては八円、小包葉書にあつては五円とする。但し、十二月十五日から翌年一月十日までの間に省令の定めるところにより年賀状として差し出された通常葉書の料金は、三円とする。

第二十三條第四項中「三円」を「四円」に、「八十銭」を「二円」に、同條第五項中「二百円」を「二千円」に改める。

第二十五條第二項中「六百円」を「千円」に、「九百円」を「千五百円」に改める。

第二十六條及び第二十七條を次のように改める。

第二十六條(第四種郵便物) 左の郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。蓋を内容とする郵便物で差出郵便局の承認のもと

に密閉したものも、同様とする。
一 法令に基き監督庁の認可又は認定を受け通信による教育を行う学校又は法人とその受講者との間に当該通信教育を行うために発受する郵便物(筆書した書状を内容とするものを除く。)で省令の定めるところにより差し出されるもの
二 盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの
三 植物種子、苗、苗木、茎、根、樹皮及びきこで栽植又は培養の用に供するものを内容とするもの
四 蚕種、家きんの卵、はち及び食用がえるで繁殖又は飼養の用に供するものを内容とするもの
五 法令の規定に基いて行い食糧の検査のため官公署相互間に発受する食糧の標本を内容とするもの
第四種郵便物の料金は、左の通りとする。
一 前項第一号に掲げるもの 重量百グラム又はその端数ごとに 四円
二 前項第三号に掲げるもの 重量一キログラム又はその端数ごとに 一円

三 前項第三号から第五号までに掲げるもの
重量百グラム又はその端数ごとに 二円

第二十七條(第五種郵便物) 第一種から第四種までの郵便物に該当しない郵便物は、第五種郵便物とする。

第五種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端数ごとに十円とする。

第二十七條の次に次の一條を加える。

第二十七條の二(市内特別郵便物の料金) 左の条件を具備する第五種郵便物の料金は、前條第二項の規定にかかわらず、四円とする。

一 同一の郵便区(郵便局について定められる郵便物の配達区域をいう。以下同じ。)内、都の同一区内又は同一市町村内(京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市内にあつては同一区内)のみに於いて発着するものであること。

二 重量が百グラムをこえないものであること。

三 同一差出人から同一内容のものを同時に百通以上省令の定めるところにより差し出されたものであること。

第三十一條中「二十五円」を「三十円」に、「三十五円」を「五十円」に、「四十五円」を「六十五円」に、「五十五円」を「八十五円」に改め、同條に次の一項を加える。

長さ、幅及び厚さの合計が一メートルをこえる小包郵便物で重量四キログラム以下のものは、前項の料金算定に当つては、重量四キログラムをこえ六キログラム以下のものとみなす。

第三十二條第四項中「並びに日本銀行」を、「日本銀行並びに社会保険診療報酬支払基金」に改める。

第三十二條の二第二項中「一円」を「二円」に改める。

第三十四條第三項中「六百円」を「千円」に改める。

第四十三條第二項中「十五円」を「二十円」に、「三十円」を「四十円」に、「二十円」を「三十円」に改める。

第四十四條を次のように改める。

第四十四條(転送) 第二十七條の二に規定する市内特別郵便物以外の郵便物は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合においてあらたな住所又は居所が判明しているときは、これをそのあらたな住所又は居所に転送する。この場

合には、当該郵便物が速達又は航空郵便としたものでも、速達又は航空郵便の取扱をしない。

小包郵便物又は書留とした通常郵便物を転送したときは、郵政省は、配達の際あらたに受取人に左の料金を納付させる。受取人が納付しないときは、差出人がこれを納付しなければならない。

一 小包郵便物

当該郵便物があらたな住所又は居所にあてて転送する郵便局に差し出された場合

と同一の料金(書留料以外の特殊取扱の料金を除く)

二 書留とした通常郵便物

当該郵便物の書留料

第四十八條第一項中「二百六十円」を「三百円」に、「千八百円」を「二千四百円」に、「千四百四十円」を「千八百円」に、「百三十五円」を「百八十円」に改める。

第五十條第二項の表中「三百六十円」を「五百円」に、「二百四十円」を「三百二十円」に、「百五十円」を「二百円」に、「六百三十円」を「九百円」に、「四百二十円」を「五百六十円」に、「二百六十円」を「三百五十円」に改める。

に、「千八十円」を「千五百円」に、「七百二十円」を「九百六十円」に、「四百五十円」を「六百円」に改め、同條第三項中「百八十円」を「百八十円」に改める。

第五十二條第一項に後段として次のように加える。

この場合には、当該郵便物が速達又は航空郵便としたものでも、速達又は航空郵便の取扱をしない。

第五十三條を次のように改める。

第五十三條(郵便物の還付の際の料金)小包郵便物又は書留とした通常郵便物を差出人に還付すべきときは、差出人は、あらたに左の料金を納付しなければならない。

一 小包郵便物

当該郵便物がそのあて先への郵便物配達を受け持つ郵便局に差出人の住所又は居所にあてて差し出された場合と同一の料金(書留料以外の特殊取扱の料金を除く)。

二 書留とした通常郵便物

当該郵便物の書留料

前條の規定により郵便物を差出人に還付すべきときは、料金が未納又は不足であるものについて

は、差出人は、その不納金額の二倍に相当する額の料金を納付しなければならない。

第五十八條第二項中「その現金の額と同額」を「その現金の額をこえない額」に改め、同條第五項を次のように改める。

書留料は、左の通りとする。

一 損害要償額が千円以下であるもの

三十五円

二 損害要償額が千円をこえるもの

千円をこえる二千円又はその端数ごとに現金を内容とするものにあつては五円、現金以外の物を内容とするものにあつては一円の割合で算出した金額を三十五円に加えた金額

第六十條第三項中「二十円」を「二十五円」に、「三十円」を「四十円」に改め、同項の次に次の一項を加える。

速達とする通常郵便物で他の特殊取扱としないものうち、その

納付料金額が当該郵便物の料金及び速達料の合計額には達しないけれども前項の速達料相当額以上であるものについては、第五十一條の規定を適用する。

第六十條の二第四項第一号中「二十円」を「二十五円」に、同項第二号中「十円」を「十五円」に、「二十円」を「三十円」に、同項第三号中「十五円」を「二十円」に改める。

第六十一條第三項中「四十五円」を「五十円」に改める。

第六十二條第四項及び第六十三條第三項中「四十五円」を「五十円」に、「二十三元」を「二十五円」に改める。

第六十四條第四項及び第六十六條第三項中「四十五円」を「五十円」に改める。

第六十九條中「受取人の過失、当該郵便物の性質若しくは欠陥又は不可抗力を、受取人の過失又は当該郵便物の性質若しくは欠陥」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

2 昭和二十六年十二月十五日から昭和二十七年一月十日までの間に第二十二條第二項但書の規定により年賀状として差し出された通常葉書の料金は、同項但書の規定にかかわらず、二円とする。

3 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に私設されている郵便差出箱又は使用されている郵便私書箱のその期における取集料又は使用料は、月割額による。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

郵便為替法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十月二十七日

衆議院議長 林 護治

参議院議長 佐藤 尚武殿

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七條中「通常為替、電信為替及び小為替」を「普通為替及び電信為替」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條（普通為替） 普通為替においては、差出人が現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表

示する普通為替証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人が指定する拂渡郵便局（その指定がないときは、受取人が選択する拂渡郵便局）において、差出人が指定する受取人（その指定がないときは、普通為替証書の持参人）に普通為替証書と引き換えに為替金を拂い渡す。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十一條中「前三條」を「第八條及び第九條」に改める。

第十二條第一項を次のように改める。

為替金に関する受取人の権利は、差出人が受取人を指定しない普通為替に関するものを除いては、銀行以外の者に譲り渡すことができない。

第十六條第一項本文を次のように改め、同項但書中「通常為替」を「普通為替」に、「通常為替証書」を「普通為替証書」に改める。

普通為替証書及び電信為替証書（以下郵便為替証書と総称する。）の金額は、一枚につき、五万円以下とする。

第十七條を次のように改める。

第十七條（郵便為替の料金） 郵便為替の料金は、郵便為替証書一枚につき左の通りとする。

一 普通為替

為替金額千円以下の場合 三十円

同 千円をこえ、三千円以下の場合 四十円

同 三千円をこえ、五千円以下の場合 五十円

同 五千円をこえ、一万円以下の場合 六十五円

同 一万円をこえ、二万円以下の場合 八十五円

同 二万円をこえ、三万円以下の場合 百五十円

同 三万円をこえ、四万円以下の場合 百二十五円

同 四万円をこえ、五万円以下の場合 百四十五円

同 五万円をこえ、十万円以下の場合 二百四十五円

同 十万円をこえ、五十万円以下の場合 四百四十五円

同 五十万円をこえ、一百万円以下の場合 六百四十五円

同 一百万円をこえ、二千万円以下の場合 八百四十五円

同 二千万円をこえ、一億円以下の場合 一千六百四十五円

同 一億円をこえ、二億円以下の場合 二千六百四十五円

同 二億円をこえ、五億円以下の場合 四千六百四十五円

同 五億円をこえ、十億円以下の場合 六千六百四十五円

同 十億円をこえ、五十億円以下の場合 一萬四千六百四十五円

同 五十億円をこえ、一千万円以下の場合 二萬四千六百四十五円

同 一千万円をこえ、一億万円以下の場合 四萬四千六百四十五円

同 一億万円をこえ、十億万円以下の場合 六萬四千六百四十五円

同 十億万円をこえ、五十億万円以下の場合 一億四千六百四十五円

同 五十億万円をこえ、一兆円以下の場合 二億四千六百四十五円

同 一兆円をこえ、十兆円以下の場合 四億四千六百四十五円

同 十兆円をこえ、五十兆円以下の場合 六億四千六百四十五円

同 五十兆円をこえ、一百万兆円以下の場合 一億四千六百四十五円

同 一百万兆円をこえ、一億兆円以下の場合 二億四千六百四十五円

同 一億兆円をこえ、十億兆円以下の場合 四億四千六百四十五円

同 十億兆円をこえ、五十億兆円以下の場合 六億四千六百四十五円

同 五十億兆円をこえ、一千万兆円以下の場合 一億四千六百四十五円

同 一千万兆円をこえ、一億兆兆円以下の場合 二億四千六百四十五円

同 一億兆兆円をこえ、十億兆兆円以下の場合 四億四千六百四十五円

同 十億兆兆円をこえ、五十億兆兆円以下の場合 六億四千六百四十五円

同 五十億兆兆円をこえ、一千万兆兆円以下の場合 一億四千六百四十五円

同 一千万兆兆円をこえ、一億兆兆兆円以下の場合 二億四千六百四十五円

同 一億兆兆兆円をこえ、十億兆兆兆円以下の場合 四億四千六百四十五円

「第二章 通常為替」を「第二章 普通為替」に改める。

第二十五條第一項中「通常為替証書」を「普通為替証書」に改める。

第二十六條第一項中「通常為替」を「普通為替」に、「第十七條第四項」を「第十七條第三項」に改め、同條第一項を削る。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條（普通為替証書の記載事項の訂正等） 普通為替証書の記載事項の訂正又は拂渡郵便局の指定のまつ消は、郵便局が、差出人の請求によつてする。

第二十八條第三項を削る。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 削除

第三十條第二項を次のように改める。

第三十條 削除

第三十一條第一項中「通常為替」を「普通為替」に改め、同條第三項中「第二十七條第三項」を「前條第二項」に改める。

第三十二條第二項中「亡失され、若しくは」を削り、同條第三項中「十円」を「二十円」に改める。

第三十三條第一項中「通常為替」を「普通為替」に改め、同條第二項を削る。

第三十四條第二項中「第二十七條第三項」を「第三十條第二項」に改める。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條（振出請求書の記載事項の訂正） 第九條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局は、差出人の訂正の請求があるときは、振出請求書の記載事項を訂正し、又は拂渡郵便局に訂正の請求があつた旨を差出人の指定に従い郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、拂渡郵便局は、振出請求書の記載事項を訂正する。但し、既に為替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

第一項に規定する通知の取扱については、第三十條第二項の規定を準用する。

「第四章 小為替」を削る。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條（拂渡の停止） 電信為替

第三十七條（拂渡の停止） 電信為替

第三十七條（拂渡の停止） 電信為替

第三十七條（拂渡の停止） 電信為替

第三十七條（拂渡の停止） 電信為替

第三十七條（拂渡の停止） 電信為替

第三十七條（拂渡の停止） 電信為替

第三十七條（拂渡の停止） 電信為替

第三十七條（拂渡の停止） 電信為替

第三十七條（拂渡の停止） 電信為替

の差出人が為替金の拂渡の停止を請求したときは、郵便局は、為替金を拂い渡さず、又は拂渡郵便局に拂渡の停止の請求があつた旨を差出人の指定に従い郵便若しくは電信で通知する。

前項の通知があつたときは、拂渡郵便局は、為替金を拂い渡さない。但し、既に為替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

為替金の拂渡の停止の解除の請求があつた場合において、その請求を受けた郵便局が拂渡郵便局でないときは、差出人の指定に従い郵便又は電信で拂渡郵便局に解除の請求があつた旨を通知する。

第一項及び前項に規定する通知の取扱については、第三十條第二項の規定を準用する。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條(準用規定) 電信為替については、第二十八條及び第三十條から第三十三條までの規定を準用する。この場合において、第二十八條第一項、第三十條第一項及び第三十二條第一項中「第八條」とあるのは、「第九條」と読み替へるものとする。

前項において準用する第三十二條第二項の規定による拂もどしは、電信為替証書を亡失した場合においても、これをする。

第一項において準用する第三十三條の規定による拂渡郵便局及び拂もどし郵便局の変更については、差出人又は受取人は、その料金として十円を納付しなければならない。

附則

1 この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

2 この法律の施行の際まだ為替金が拂い渡されていない通常為替及び小為替は、この法律の規定による普通為替とみなす。

〔岩崎正三郎君登壇、拍手〕

○岩崎正三郎君 只今議題となりまし

た郵便法の一部を改正する法律案及び郵便為替法の一部を改正する法律案の二法案に關しまして、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず提案の理由及びその内容を御説明いたします。

最初に郵便法の一部を改正する法律案であります、この法律案は、郵便料

金の全般に亘つて改正すると共に、通常郵便物の種類と体系等につきましても改正しようとするものであります。

元來、昭和二十六年年度の予算編成に當りましては、郵便事業総支出額が二百七億圓、これに對しまして料金等の收入見込額が百七十三億圓でありましたために、この不足額三十四億圓は一般会計の繰入金によつて賄ふことにいたしました。予算の編成をみたのであります。併しながら近く実施されるところの給與ベースの引上げ、又、その他諸物価の高騰による郵便事業の経費の増加等を見込みますという、本年度内に更に三十四億圓、平年度において約五十四億圓の赤字を來たすことになるのであります。従ひまして、これに先に述べましたごとく一般会計からの繰入金三十四億圓を加えますという、郵便収入の不足額は年約八十八億圓、即ち現行料金によるところの收入見込額の約五割に相當することに相成るわけであります。ところが、來年度以降は諸般の事情からしまして、一般會計からの繰入を期待することは困難な事情があるということでありまして、ここに收支の均衡を図るために、止むを得ず郵便に關する各種の料金の引上げをなさざるを得なくなつたとい

うことでございます。そうしてここに御説明申上げますものは、政府原案に對しまして、衆議院において修正可決して本院に送付されたものであります。その改正料金の主なものを申し上げます。その改正料金の主なものとして、第一種の書状を現行の八円から十円にする、第二種の普通郵便物を現行の二円から五円にする、第三種のうち発行人の差出す新聞を現行の八十銭から一円にすること、第五種の印刷物業務用書類を現行の六円を八円に引上げることなどあります。このほかには市内の特別郵便制度というものを開きまして、同一市町村内におきまして発着するところの第五種の郵便物を同時に百通以上差出すという場合に於ては、その料金は低料の五円となつております。又年賀状は本年度に限つて二円、明年度以降は四円というふうになつておるのであります。このほか郵便物の種類体系を変更すると共に、封書の中に、封筒の中に現金を封入してもよいということに改まつておるのであります。そうして以上の法律改正を十一月一日より実施するということであります。

さて、この今申しました法律案につきまして、その審査に關しましては、各委員より、郵便料金の決定に當つて

準拠せられるところの原則又は基準は如何なるものであるか、各種郵便料金は其の公共性に鑑みて独立採算制を發行することは無理であつて、或る程度一般會計からの繰入の途も開かれて然るべきではないかなどと、当局との間に熱心なる質疑応答があり、又、公聴會を開きまして、民間各方面の意見を徴したのであります。その内容は速記録によつて御了解をお願いいたします。次第であります。

かくて質疑を終りまして、討論に入り、柏木、石坂、城、各委員の賛成討論があり、社会党を代表して三木委員から反対討論があつて、採決の結果、多数を以て衆議院送付の案の通り可決すべきものと、決定したのであります。

次に郵便為替法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の主たる内容は、第一に現行制度の通常為替及び小為替を統合いたしました。普通為替制度の一本にしたこととあります。第二には、郵便為替証書の金額を引上げて、普通為替及び電信為替共に証書一枚の制限額を五万円とすると共に、為替料金につきましても、現行収入を確保することを目的といたしまして、料金の段階に安

更を加え、その段階ごとに新料金を設定しようとするものであります。

そうして、本法案につきましては、少額送金者の利便のために、料金については五百円以下の一段階を考慮する必要があるなどの問題についてそれぞれ質疑応答がございました。その内容は速記録によつて御了解を願ひたいと存じます。かくて質疑を終りました。討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、多数を以て政府原案の通り可決すべきものと決定したのであります。

以上を以て御報告を終る次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 討論の通告がございまして。順次発言を許します。千葉信君。

(千葉信君登壇、拍手)

○千葉信君 私は只今上程になりました料金の値上げに関する郵便法の一部を改正する法律案に反対を表明するものであります。「ベース・アップ」をどうするのだ」と呼ぶ者あり)

反対する第一の理由は、根本において郵便事業に独立採算制をとるべきでないということでありまして。一通の葉書、一枚の新聞といえども、全国津々浦々の如何なる遠隔僻地の地にもでき

るだけ早く配達に行かなければならぬし、取集めにも又行かなければならぬという特別な公共事業は、その経費が赤字になるのはむしろ当然と言わなければならぬのであります。即ち郵便料金のごときは、或る程度の国民負担の能力と、更に現状においては物価への影響等を考慮して一定の限度にとどめ、それ以上の経営上の負担についてはよろしく一般会計の繰入によつて賄うというのが当然でございす。それ故に、電信、電話、鉄道を民営とする国においても郵便事業のみは依然として国営とし、その赤字は国庫の負担となつてゐる諸外国の例に見ても、郵便事業に独立採算制を持続しようとする根本観念に先ず反省を求めるものであります。

次に郵便料金の値上案の内容についてであります。当初政府提出の原案におきましては、封書十二円、葉書四円、新聞雑誌の第三種郵便物を一円とする案でありましたものを、衆議院において封書十四円、葉書五円と修正されたのであります。が、一体、政府はかかる郵便料金策定に當つて如何なる原則乃至基準を以てしたか了解に苦しむと共に、むしろ全然無方針極まるものであつたということを追及したいの

であります。国有鉄道運賃については、国有鉄道運賃法第一條に、左の原則によつて定めると、法律を以て規定せられてゐるのであります。即ち第一、公正妥当なものであること、第二、原価を償ふものであること、第三、産業の発達に資すること、第四、賃金及び物価の安定に資することと、明らかにその決定に際しよるべき基準を示してゐる。郵便料金の決定にはかかる明文の根拠はなく、郵便料金の原価は今回の給引上等を含む計算において、封書が六円強、葉書が五円強、新聞雑誌が六円強となつてゐるのであります。が、この原価にし、衆議院修正によつても、なお且つ何故に封書の六円の原価を十円に、六円強の新聞雑誌を六分の一の一円にしたのであるか。このように著しく原価を無視した料金を決定せられております。諸外国においては、各国とも封書の料金と葉書の料金とは、二、三割程度の開きしか持つてゐない。然るに日本においては今申上げたような料金として、結局封書の黒字を以て葉書と新聞雑誌の赤字をカバーすることになつてゐるが、何故にこのような政策的な考慮がなされねばならないか、特に原価六円強にも達する日刊新聞を一円の料金とするに

至つては、全く不可解であると言わざるを得ないのであります。実情はどうかというに、読者が密集してゐる、従つて配達コストの低い地域は新聞配達所が直接配達し、遠隔地であつて、みづから配達すると経費の多くかかる地域のみは郵送するという状態であつて、欧米のごとく日刊新聞を全部郵送する場合なら都会と田舎とのコストを平均化し得るのであるから、新聞を低料金にしても、この場合には一応の理窟は付くのであります。が、日本の場合においては全く郵政事業の犠牲において新聞経営を援助するといふ結果になつてゐるのであります。日刊新聞で郵送される部数は日本新聞協会の発表によると毎日百五十万部であります。から、第三種郵便物一通のコスト六円余と新料金一円との差は五円余である。結局一日当り七百五十万円、一カ年に二十七億円を越ゆる赤字が封書その他の料金に転嫁されてゐるということになるのであります。文化政策上から新聞の郵送料金を考慮することにについては仮に認めるとしても、それも程度問題であります。米国のごとき郵政会計の赤字を国庫で負担してゐる国でさへも最近新聞紙の郵便料金を引上げておるのであります。

次に反対理由の第三点は、日本の郵政事業は諸外国のそれに比べて遺憾ながら施設等において相当劣つてゐる現状であります。これは一つにその運営の方針に誤りがある点を看過し得ないのであります。例えば事業運営上至大な影響を有する局舎、機械施設等のいろ／＼な事業設備をなさんとする場合において、この多額の経費をその年度の収入を以つて賄おうとするために、郵便局舎の新築、改築等の営繕が順る不振の現状であり、而も依然こういう建前で郵便料金を決定せんとする不合理を平気で行なつておることあります。その結果、全国郵便局舎のうち、耐火造りは全体の僅か一割の百六十八局に過ぎない。残余の九十九局は全部木造で、而もそのうちに五分の一に当る二千六百四十五局は、建築後三十年以上を経過して、腐朽傾陥且つ狭隘を極め、利用上の不便は勿論のこと、従事員の保健上、能率上からも捨て置きたい状態でございます。(反対の理由にならんぞ)と呼ぶ者あり)局舎建築費のごとき資本的支出は、長期間に償却すべきもので、経常的料金収入から年度内に賄ふことは珍妙極まる要則と言わなければならぬ。国鉄、電気通信等においてさへもこのような愚か

しいことはしておらないのであります。郵政事業特別会計法第十六條において「この会計において事業設備費及び貯蔵品保有量の増加に要する経費の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をする事ができる」と規定してあり、こういう事業設備費は公債又は借入金によつて賄うべきことを認めておるにかかわらず、政府の財政政策に禍いされて、営繕費の大部分を経常収入を以て賄いつつあるのは、明らかに経営経済の原則を無視するばかりでなく、郵便料金の原価計算に對して決定的な影響を與え、郵便料金値上げのやむなきに至らしめる根本的な原因をなしておるのであります。要するに政府は全く事業運営の根本觀念において誤まつておるものと言わなければならぬと同時に、かくのごとき実情を隠蔽して、さながら給與引上げにその主たる原因を有するがごとき態度を以て臨んでおるといふことは、まさに糾弾に値するものと言わざるを得ないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)以上を以て私は反對の理由といたします。(拍手)

○議長(佐藤武君) 須藤五郎君。

(須藤五郎君登壇、拍手)

○須藤五郎君 只今議題となりました郵便法及び郵便為替法の一部を改正する

法律案に對して、日本共産黨は反對をするものであります。

朝鮮動亂に政府が介入してから、物価は上り、勤労者の生活は苦しくなつております。(政府が介入した、おかしなことを言うな)と呼ぶ者あり)その間、独占的な物価である主食、電気料金が次々に値上げされ、更に十一月一日から運賃、郵便料金が値上げされようとしております。電気料金は、大衆の家庭電燈の料金を劇高にして、大工場に電力を安く供給し、その上、最近では電圧が下り、暗くなつたり消えたりしておる状態であります。全く吉田自由党政府は値上げ専門の政府であります。(その通りだ)「その通り」と呼ぶ者あり)だから働く人々はこれらの独占物価の値上げと更に一般物価の値上りによりましてその生活が破綻に向つているのであります。これら一連の物価の値上げは、政府の一枚看板或いは破れ看板とも申されますところの日本経済協力から来る軍需インフレの重荷を、独占物価を高くすることにやつて、労働者、農民、その他一般労働大衆の肩に転嫁させる政策であつて、何如に政府がこの郵便料金の値上げは通信労働者の賃金を上げるためであると言つても、口実にちよつと労働者の名前を借りただけであると言わざるを得ないのであります。(「ノー」)「その通り」と呼ぶ者あり)即ち政府はあたかも通信労働者の賃金を上げるためであるかのように装つてゐるが、労働者はいつてもこのようにだけに利用されてゐるのであります。だが、このベース・アップによつて労働者の生活は楽になるか、少額の職制は一万三千円も上るが、郵政行政の中で最も大衆と接する現業の大半の労働者諸君は五級で五百円ぐらゐしか上らず、その上、諸物価の値上げで實質的には買下げとなつてゐるのであります。更に賃上げと引換に労働者一万四千名の首切りを行い、労働強化を強制しようとしてゐるのはなぜでありましょうか。理解に苦しむものであります。

曾つて政府は行政整理を行うに當つて、これは国民の税負担を軽減するためのであるといつて、あたかも国民のためを考へてゐるかのやうに装つた。これが行政整理を強行するための單なる口実に過ぎなかつたことは、現在全く明らかではございませんか。税金は行政整理をして下さつたでしようか。ますます上つておるではないか。池田大蔵大臣は、今度で三度目の減税であり、まだ減税したいと答へてゐるが、一体減税されてゐるのはどの國の人間なのだろうと国民は思つておる次第であります。減税してゐると思つてゐるの、税法上の計算をしてゐる賢明な池田大蔵大臣だけでありまして、自由黨本部に掲げてあつたあの一千億円減税断行の大スローガンは、いつの間にか片付けられてしまつてゐるのであります。(その通り)「なぜ下したのか」と呼ぶ者あり)現在通信労働者はどういふ待遇を受けてゐるかを見れば、政府の言う理由が如何に基礎薄弱であるかを露呈するでありましょう。即ち職階制は次第に激しくなり、労働強化はひどく、結核患者の数は増加の一途を辿つております。四人のやうにストツプ・ウオッチで配達時間を監督官が計つたり、又保險募集について、日曜返上、夜間募集を強制しており、毎日二時間余りの超過勤務は支拂われていない。通信労働者は、公務員でも人間ではないかと憤慨してゐるやうな状態であります。これが実情であります。

最後に、郵便料金の値上げが不当なものとして、資金運用部資金の運用権の問題を取上げなければなりません。僅か五分五厘の低利で郵政省から六百九十億円出ている資金運用部資金は、その主人である大衆のために使われていないで、朝鮮動亂以来、金融債の引受等、大資本のため、競争協力のために使用され、一部の金を富ませているのであります。この資金運用権を郵政省に戻すならば一挙に解決する

ものを、政府は頼み込んでゐるのであります。(「そう」)「と呼ぶ者あり)曾つて電気料金値上げのときにも用いたやうに、国民の反感を買うやうな値上げのときには、労働者の待遇をよくし、よいサービスをするためだと言ひ、又首切りのときに労働者の反響が来ると、一般大衆の名前を一時借りて来て、国民の税軽減のための首切りだと言ふ。そして静かになつて見ると、結局働く大衆が皆平等に馬鹿を見ているのであります。要するに郵便料金の値上げは、運賃値上げ、ガス水道料金の値上げと同様、一般物価の値上りによつて四苦八苦してゐる一般大衆の到底許せないものであります。従業員の賃金を上げることは勿論賛成であります。又是非しなければならぬこととありますが、その財源をかかる不合理な料金値上げに求めることは、國民を欺瞞するものであるから反對せざるを得ないのであります。(全くうまいものだ)「共産黨らしい」と呼ぶ者あり、(拍手)

○議長(佐藤武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。郵便法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

昭和二十六年十月三十一日 参議院會議録第十二号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 次に郵便為替法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。(拍手)よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長山縣勝見君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年十月二十七日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武君

(小字及び一は衆議院修正)

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「一円四十五銭」を「一円八十五銭」に、「一円五銭」を「二円三十銭」に、「六十銭」を「七十銭」に、「四十銭」を「四十五銭」に改める。

第五條中「定期旅客運賃は、左の各号の規定に従い、日本国有鉄道がこれを定める。」を「日本国有鉄道は、三等の定期旅客運賃を定める場合には、左の各号の規定に従つてこれをしなければならぬ。」に改め、同條を同條第二項とし、同條第一項として次のように加える。

定期旅客運賃は、日本国有鉄道がこれを定める。

第六條の見出しを「(急行料金、寝台料金及びその他の料金)」に改め、同條に次の一項を加える。

2 日本国有鉄道は、客車に寝台その他の特別の設備をした場合には、これらの設備の利用について、寝台料金その他の特別の料金を定めることができる。

第九條の二中「第五條、」の下に「第六條第二項、」を加え、同條第五号を次のように改める。

五 第六條第二項の寝台料金その他の特別の料金
別表第一、別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第一

第四條の規定による航路普通旅客運賃表

航 路	別	三 等 運 賃	二 等 運 賃	一 等 運 賃
青 森	函 館 間	250円	450円	600円
宇 野	高 松 間	50円	80円	100円
仁 方	堀 江 間	150円	200円	250円
宮 島	宮 島 間	120円	150円	200円
大 島	小 松 間	230円	300円	400円
下 関	門 司 間	230円	300円	400円

別表第二

第六條^{○第一項}の規定による急行料金

種別	地 帯	三 等 料 金	二 等 料 金	一 等 料 金
特別急行料金	600キロメートルまで	500円	1,000円	1,500円
	1,200キロメートルまで	750円	1,500円	2,250円
	1,201キロメートル以上	1,000円	2,000円	3,000円
急行料金	300キロメートルまで	150円	300円	450円
	600キロメートルまで	250円	500円	750円
	1,200キロメートルまで	400円	800円	1,200円
	1,201キロメートル以上	500円	1,000円	1,500円
準急行料金	150キロメートルまで	50円	100円	150円
	300キロメートルまで	80円	160円	240円
	600キロメートルまで	130円	260円	390円
	601キロメートル以上	200円	400円	600円

別表第三

第七條第二項の規定による車扱貨物賃率表

(一グラムトンにつき)

キロ程	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
キロメートルまで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	237	180	138	109	95	90	81	71	65	57	50
20	312	237	181	144	125	119	106	94	85	75	66
30	387	294	224	178	155	147	131	116	105	93	82
40	462	351	263	212	185	175	157	138	126	111	98
50	536	408	311	247	215	204	182	161	146	129	114
60	611	464	354	281	244	232	208	183	166	147	130
70	686	521	398	315	274	261	233	206	187	165	145
80	761	573	441	350	304	289	259	228	207	183	161
90	835	635	484	384	334	317	284	251	227	200	177
100	910	692	528	419	364	346	309	273	243	218	193
120	998	753	579	459	399	379	339	299	271	240	212
140	1,086	825	630	500	434	413	369	326	295	261	230
160	1,174	892	681	540	470	446	399	352	319	282	249
180	1,262	959	732	581	505	480	429	379	343	303	268
200	1,350	1,026	783	621	540	513	459	405	367	324	286
220	1,438	1,093	834	661	575	546	489	431	391	345	305
240	1,525	1,159	885	702	610	580	519	458	415	366	323
260	1,613	1,226	935	742	645	613	548	484	439	387	342
280	1,700	1,292	986	782	680	646	578	510	462	408	360
300	1,788	1,359	1,037	822	715	679	608	536	486	429	379
320	1,875	1,425	1,088	863	750	713	638	563	510	450	398
340	1,963	1,492	1,138	903	785	746	667	589	534	471	416
360	2,050	1,558	1,189	943	820	779	697	615	558	492	435
380	2,138	1,625	1,240	983	855	812	727	641	581	513	453
400	2,225	1,691	1,291	1,024	890	846	757	668	606	534	472
420	2,308	1,754	1,338	1,061	923	877	785	692	628	554	489
440	2,390	1,816	1,386	1,099	956	908	813	717	650	574	507
460	2,473	1,879	1,434	1,137	989	940	841	742	672	593	524
480	2,555	1,942	1,482	1,175	1,022	971	863	767	695	613	542
500	2,638	2,005	1,530	1,213	1,055	1,002	897	791	717	633	559
550	2,844	2,161	1,649	1,308	1,138	1,081	967	853	774	683	603
600	3,050	2,318	1,769	1,403	1,220	1,159	1,037	915	830	732	647
650	3,245	2,466	1,882	1,493	1,298	1,233	1,103	974	882	779	688
700	3,440	2,614	1,995	1,582	1,376	1,307	1,170	1,032	936	826	729
750	3,635	2,763	2,108	1,672	1,454	1,381	1,236	1,091	989	872	771
800	3,830	2,911	2,221	1,762	1,532	1,455	1,302	1,149	1,042	919	812
850	4,018	3,053	2,330	1,848	1,607	1,527	1,366	1,205	1,093	964	852
900	4,205	3,196	2,439	1,934	1,682	1,598	1,430	1,262	1,144	1,009	891
950	4,393	3,338	2,548	2,021	1,757	1,669	1,493	1,318	1,195	1,054	931
1,000	4,580	3,481	2,656	2,107	1,822	1,740	1,557	1,374	1,246	1,099	971
1,100	4,955	3,766	2,874	2,279	1,982	1,883	1,685	1,487	1,348	1,189	1,050
1,200	5,330	4,051	3,091	2,452	2,132	2,025	1,812	1,599	1,450	1,279	1,130
1,300	5,705	4,336	3,309	2,624	2,282	2,168	1,940	1,712	1,552	1,369	1,209
1,400	6,080	4,621	3,526	2,797	2,432	2,310	2,067	1,824	1,654	1,459	1,289
1,500	6,455	4,906	3,744	2,969	2,582	2,453	2,195	1,937	1,756	1,549	1,368
1,600	6,830	5,191	3,961	3,142	2,732	2,595	2,322	2,049	1,858	1,639	1,448
1,700	7,205	5,476	4,179	3,314	2,882	2,738	2,450	2,162	1,960	1,729	1,527
1,800	7,580	5,761	4,396	3,487	3,032	2,880	2,577	2,274	2,062	1,819	1,607
1,900	7,955	6,046	4,614	3,659	3,182	3,023	2,705	2,387	2,164	1,909	1,686
2,000	8,330	6,331	4,831	3,832	3,332	3,165	2,832	2,499	2,266	1,999	1,766
2,100	8,705	6,616	5,049	4,004	3,482	3,308	2,960	2,612	2,368	2,089	1,845
2,200	9,080	6,901	5,266	4,177	3,632	3,450	3,087	2,724	2,470	2,179	1,925
2,300	9,455	7,186	5,484	4,349	3,782	3,593	3,215	2,837	2,572	2,269	2,004
2,400	9,830	7,471	5,701	4,522	3,932	3,735	3,342	2,949	2,674	2,359	2,084
2,500	10,205	7,756	5,919	4,694	4,082	3,878	3,470	3,062	2,776	2,449	2,163
2,600	10,580	8,041	6,136	4,867	4,232	4,020	3,597	3,174	2,878	2,539	2,243
2,700	10,955	8,326	6,354	5,039	4,382	4,163	3,725	3,287	2,980	2,629	2,322
2,800	11,330	8,611	6,571	5,212	4,532	4,305	3,852	3,399	3,082	2,719	2,402
2,900	11,705	8,896	6,789	5,384	4,682	4,448	3,980	3,512	3,184	2,809	2,481
3,000	12,080	9,181	7,006	5,557	4,832	4,590	4,107	3,624	3,286	2,899	2,561
以上100キロメートルまでを増すごとに	375	285	217	173	150	142	127	112	102	90	80

附則

この法律は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

〔山縣勝見君登壇、拍手〕

○山縣勝見君 只今上程になりました国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ずこの法律案の要旨を申し上げますと、日本国有鉄道は昨昭和二十五年度におきましては、ほぼ收支相償いとして完全なる経営をなし得たのでありますが、本年度に入り一般経済の回復に伴い、輸送量は相当増加をいたしました。が、而もその半面、朝鮮動乱以降における資材の高騰及び生計費の増加による職員の給与ベースの改訂等、止むを得ない経費の増加を見まして、その増加額は平年度計算におきまして六百六十八億に相成るのであります。これに對して経費の節減、人員の削減等鋭意経営の合理化をなし、又輸送量の増加に伴う増収を見込みましても、なお且つ差引平年度計算において四百三十三億が不足することに相成るのであります。この不足額を補填いたしますためには借入金或いは政府よりの赤字補給金等によることも考えられるのであります。が、この種の不足を補填するに

は原則として適正な運賃改正によることが最も合理的であるとの見地よりして、旅客運賃二割五分、貨物運賃三割の引上げをなさんとするものであります。今その改正の主たる点を申し上げますと、先ず旅客運賃は總体として二割五分の引上げであります。特に考慮されております点は、遠距離旅客の負担を緩和するため遠距離通運を更に強化すること、及び定期旅客の負担力を考慮して割引率を振替いたことであります。

なお新たに二等定期を新設いたし、又特別二等車の料金に所要の改正を加えたことでもあります。次に貨物運賃につきましては一律に三割の引上げとなっております。が、最低運賃につきましては値上率をやや緩和しておるのであります。なお、この運賃引上げに關し最も問題となります点は、これが物価に對する關係であります。が、今貨物の価格に占むる運賃の割合を見ますと、昭和十一年には四六・一でありましたものが、現在は二六・八であり、今回の三割の引上げを以ていたしまして、なお且つ三・五二%にとどまるのであります。これを以ていたしまして、一般的にはなお負担余力があるものと考慮されるのであります。なお、更に從來とも海陸輸送の調整並びに海陸運賃の均衡が問題となつておりまし

たが、今回の運賃の値上げによりまして、この面におきましての海陸の調整に資するところがあるものと考えられるのであります。

委員会におきましては、十月の十八日に本法案が付託せられました以来、七回の委員会を開いたのであります。その間、本法案の重要性に鑑みまして、去る二十七日には公聴会を開催いたしまして、各界の意見を聴取いたしましたのであります。日本労働組合総評議会の矢田勝士君ほか十一名よりそれぞれ意見を聴取し、慎重に本法案の審議を進めたのであります。公聴会におきましては、意見を申し上げると、全面的賛成及び反対は約一、二名ありましたが、その他の諸君は結論としては、今回の運賃値上げはこの際止むを得ないとの意見のようでありまして、ただ若干の負担力の薄い貨物に對して等級の改正を要望し、その実現までの暫定措置としての特別割引を希望する等の意見が述べられたのであります。なお、北海道議会の宮坂壽美雄君よりは、特に青函航路の運賃引下げを要望せられておつたのであります。

なお、本法案に關しましては、通商産業委員会より、運賃改正の産業界に及ぼす影響に鑑みまして、第一に、国鉄の経営合理化を更に徹底せしむること。第二に、貨物運賃値上げによる負担力の均衡を考慮し、可及的速かに貨物等級の調整を行うこと。第三に、貨物等級の調整実施までの応急措置として、割引運賃制、最低運賃制の運用に弾力性を持たせること。第四に、国鉄の輸送力増強、サービス改善に特段の考慮を拂い、特に貨車の新造と港湾設備の拡充を図ること。この四点に關して特に考慮方を要する旨の申入れがあつたのであります。

次に委員会におきましては主なる質疑を申し上げます。運賃負担力の観点より貨物の等級調整の点について質疑が重ねられたのであります。が、これに對し、政府委員及び国鉄当局よりは、貨物等級の改正については、つとに資料を集め鋭意研究であるが、何分にも相当の時間を要するので、今回の運賃改正に當つては調整をなし得なかつたこと、なお、運賃負担力のないと認めらるる二、三の特殊の貨物に對しましては、直ちにできれば今回の新運賃実施と同時に特別割引制度を設くる等、緩和措置を具体的に熱意を以て考慮中であるとの答弁があつたのであります。

次に、サービスの改善に關しましては、国鉄今回の運賃改正は主として損益勘定における赤字を補填せんとするものであり、而も国鉄最初の意図が旅客運賃、貨物運賃を通じて三割五分の値上げを希望いたしておつた点よりいたしまして、今回の政府提案による値上率を以ていたしては僅かに現状を維持し得るにとどまり、サービスの向上は到底期待し得ないが、更に近い将来において新たな値上げを要するのではないかとこの趣旨の質疑が行われたに對し、運輸大臣よりは、国鉄のサービスのについては、経営の合理化による経費の節減、或いは今後の増収により、その向上を努める旨の答弁があつたのであります。又、政府委員及び国鉄当局よりは、サービスの向上について具体的説明があり、今後経済の著しい変動のない限り今回の値上げによつて国鉄は收支の均衡を図り得るものであるとの答弁があつたのであります。なお又、線路、車両等の施設、改良等、種々の点について政府の方針を質したところ、運輸大臣は、国鉄の施設の充実の必要については同感であり、折角努力すべき旨、なお又、国鉄總裁は、取りあへず昭和十一年、十一年の狀態に回復を目途として

施設の整備、輸送の確保に努力したい旨の答弁があつたのであります。その他、航路運賃の適否、海陸輸送の調整について政府の所信を質しましたほか、各委員よりこま／＼運賃値上げに關連して、国鉄の收支状況、国鉄の物品会計の現状及び労務管理等、広く国鉄経営の一般について質疑が行われたのであります。それらの詳細に關しましては委員会速記録により御覽を願いたいと思つてあります。

以上を以て質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、内村委員は社会党を代表して、国鉄のごとき公共機関は良質低廉なサービスをなすべきであり、若し必要があればこれを國家の助成に待つべきであるとの見地より、今回の国鉄の運賃値上げの措置は公共企業体としての国鉄の公共性に悖るものであり、国鉄の機構及び運賃の構成については今後なお合理化を要すべき幾多の事項あることを指摘せられまして、本法案には反対の旨を表明せられたのであります。次に、岡田委員は自由党を代表して、今回の国鉄運賃の値上げは資材の値上り、賃金の改訂等による経費の増加を補い、国鉄経営の健全化を図り、国鉄輸送の確保をなすためには、この際止むを得ない措置であるとの見

地より賛成の意見を陳べられたのであります。なお同時に政府に對し、国鉄の独占企業たるに鑑み、経営の合理化、輸送力の増強、サービスの改善等、国鉄の公共性に即する最善の努力をなすべきこと、又負担力の均衡を図るため等級の適正なる改訂をなし、その実施までの間、必要あるものについては割引制度を設けて負担力の調整を図るべきことを要望されたのであります。次に前田委員は、緑風会を代表されて、国鉄経営面の赤字を軽減するために原則として運賃値上げによることは止むを得ざるものとして、本法案に賛成の意見の開陳がありました。同時に、国鉄経営の合理化、貨物等級の速かなる調整、航路貨物運賃の再検討を要望せられたのであります。

なお、民主党の委員が欠席でありましたので、委員外議員として油井議員よりの發言を認め、同議員より国民民主党を代表して、国鉄運賃の値上げは国民生活に直接影響のある問題であるが、企業の赤字を補填し、国鉄の健全化を図るためには止むを得ないこととして本法案に賛成の旨を表明せられ、但し国鉄は速かにサービスの改善、等級の調整をなし、輸送の増強を図つて、国民生活に寄與するよう努力すべきであるとの意見の開陳がありました。

かゝつて採決に入りましたところ、多数を以て国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案は原案通り可決すべきものと決定をいたしましたのであります。以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤岡武君) 本案に對し討論の通告がございます。發言を許します。岩間正男君。

「岩間正男君登壇、拍手」

○岩間正男君 私は(「簡單」と呼ぶ者あり)日本共産党を代表してこの法案に反對するものであります。(「反對案者」と呼ぶ者あり)

「吉田政府は最近朝鮮動亂に伴う内外諸物價の値上りを理由として、主食、電力は勿論、本日ここに上程されました国鉄運賃並びに先ほど通過を見ました電信電話、郵便料金、そのほかガス、水道、肥料等、あらゆる独占物價の吊り上げを策しておるのであります。いわゆる日米経済協力の名の下に日本軍需産業が如何に莫大な利潤をあげ、反對に日本の平和産業とこれに連なる国民の生活が如何に破壊され、破滅の淵に瀕しているか。これは我が党がすでにしば／＼これまで繰返し指摘したばかりでなく、国民大衆が身を

以て感じているところでありまして。試みに朝鮮事変直後、即ち一九五〇年下半期の大会社の利潤率のみを挙げて見ましても、次のようになつています。即ち鉄鋼におきましては、三社の平均利潤率は二八〇％、鋳業におきましては、三社の平均利潤率が四一〇％、紡績四社が六八七％、更に化学繊維におきましては一〇三八％、即ち資本の十倍を儲けをあげている。而もこれは昨年の下半期のことでありますから、今年の上半期のごときは遙かにこの数字を突破しているのであります。このように日本の軍需並びに独占会社は朝鮮動亂による戦争ブームで巨大な儲けを保証され、ます／＼物價高に拍車をかけているのであります。このような物價高が国鉄の資材、石炭等の價格を大幅に吊り上げ、今回の運賃値上げの最大の原因となつてゐることは、先ほどの委員長報告でもすでに明らかであります。これに反し勤労者並びに一般国民大衆の生活はどうかと言いますと、昨年九月の政府発表によりますと、完全失業者と、一週三時間以下の就労しか持たないいわゆる半失業者の数は九百四十万人に達しております。これに農村の潜在失業者の推定数九百万と加え

るときは、実に千八百万の失業者が狭い国土に喘いでいるというのが現状であります。これは実に可能労働人口の約半分を占めてゐる。これらの莫大な産業予備軍を背景として、日本の勤労階級は物價の暴落と低賃金政策によつて猛烈な搾取が行われてゐることは、すでにしば／＼世界の情勢がこれを指摘したところでありまして。国鉄の労働者も全く例外ではありません。例へば昨年の第一四半期と本年同期の輸送量を比べて見ますと、貨車、客車を平均しまして約二七％の増加を示しているのであります。それにもかかわらず従業員数はまるでレールが自然に磨滅するように月々約二千人も減つてゐるのに、たつたの一人も補充されずそのままになつてゐる。ただ、ここで殖えているのは鉄道公安官だけであります。こうした悲惨な現状にもかかわらず、政府はこのたびの人員整理で更に約二万三千の首切を企んでゐるのであります。これには国鉄の当局者すらも内心あきれ返つてゐる。その証拠には現に衆議院の予算委員会では、現状では少くとも一万六千人の増員が必要であるということを言明してゐるのであります。又その待遇條件を見ますといふと、最近国鉄裁定委員会の勧告によりまして、又人事院勧告にも適

かに劣る一万八百二十四円ベースが容
まされようとしております。これが国
鉄従業員の賃金値上げを一つの口実に
したこのたびの運賃値上げの正体であ
ります。大衆を愚弄するも甚だしいと
言わなければならない。このような低
賃金を首切りによまして、軍事輸送下の
絶対命令に身を削る思いで耐えているの
が国鉄労働者の現状であります。それで
一旦事故が起るといふと、あの桜木町
事件でも明らかのように、働く者にそ
の責任が押し付けられて来るのである。
国民はこのような悪条件を見ないで、
ともすればその勤務状態のみを云々す
るのでありますが、この点は当たらない
点が多々あると思ふのであります。こ
のたびの運賃値上げに於ては、従
業員の待遇改善に廻される分は極めて
少いのであります。一方このような悪
条件下の労働強化にもかかわらず、現
在駅頭の滞貨はますます増加してお
るのであります。その数量を見ますとい
うと、つい最近十月十四日現在で二百
十四万トン、金額にしまして約一千億
円と言われるところの滞貨が、まさに戦
後最高の滞貨が今日なされてゐるので
あります。その原因は何であるか。これ
は言うまでもなく朝鮮事変後における
ところの直接間接の軍輸送が強化され

てゐる結果であり、(「時間々々」と呼
ぶ者あり)軍輸送による貨車の逼迫は
著しく平和的な民需輸送を圧迫してい
るといふのがその真相であります。こ
れは国鉄最近の復旧計画或いは又貨車
や客車の建造計画、その方針を見れば
はつきりという姿が現われておるの
である。このようにして甚だしく民需
輸送を圧迫してやまない国連協力下の
輸送計画は、生産地の駅頭に滞貨の山
を作つており、その結果は「いも」が腐
る、「りんご」が腐るといつたような有
様であります。産地の過剰物資は安
値で叩かれ、生産人は大恐慌を來たし
ておるのである。而もその半面におき
ましては、消費地の都会において品不
足による生活必需品の高騰を來たし
て、大衆の生活をますます困難ならし
めようとしてゐるのであります。(「脱
線脱線」と呼ぶ者あり)この傾向は今大
の運賃値上げによつて緩和されないばか
りか、ますます助長されるであらうこと
を私は断言することができるのであり
ます。(「大したものだ」と呼ぶ者あり)
以上私は滞貨の與える大衆生活への
影響を見て來たのであります。が、国
鉄運賃の値上げが直接大衆の生活に
與えるであろう影響につきまして見逃
がすことのできないもう一つの要素が

あります。無論旅客運賃の値上げが直
接大衆のふところに響くであらうこと
は、今更ここでも繰返すまでもないので
ありますが、それにも増して大きな問題
は、貨物運賃の引上げによりまして当
然引起されるであらうところの一般物
価へのはね返りであります。生産のコ
スト高であります。この点について私
は予算委員会で説明を求めたのであり
ますが、政府委員は何らこれに答える
ところの資料をさへ用意していなかつ
たという実情であります。こういう意
慢をしておる。
以上述べたような仕組の下に行われ
るこのたびの運賃値上げは、戦争屋ど
もの利益のために勤労者並びに国民大
衆を犠牲にする政府の一連の政策の現
われであることは今更言を待たないこ
ころであります。これでは如何に賛成
したくとも賛成できないはずである。
なお、先にも述べたように、今度の運
賃値上げによつて国鉄のサービスが改
善せられるだらうといふことを国民は
期待してゐるのであります。が、それ
は、はかない空想であります。(「時
間時間」と呼ぶ者あり)なぜなら、こ
れは電力料金値上げによつてすでに突
破済みであるからであります。あれは

ど国を挙げての反対運動も無視して三
〇％も大幅値上げを強行した電力料金
が、その値上りの途端から電力危機に
見舞われ、緊急停電はおろかなこと、
最近ではラジオさえもろく／＼聞けな
い有様であります。この目前の事実で
も明らかのように、国鉄運賃の値上げ
が決して国民大衆へのサービス改善を
果し得ないことは明らかであります。
誰のための、何のための値上げである
か、そこにこのたびの値上げ政策の秘
密があるのであります。吉田内閣が戦
争協力の政策を捨てない限り絶対にこ
うした事実はやまないのであります。
而もこのたびの二條約を批准する限
り、かかる態勢はますます強化されど
るを得ないのであります。このたび
の値上げにしてからが批准後の態勢強
化を真の狙いとしてゐることは勿論で
あります。
我が党はこれに對しまして、先ず運
賃を上げるよりは戦争協力の軍需輸送
をやめ、そしてその貨車を国民の生
活必需品や旅客輸送に廻せ、そして
物価を引下げよ。(「共産党の宣伝はや
めろ」と呼ぶ者あり)第二には、国鉄
労働者の首切りをやめ、その待遇を改
善せよ。このように我々日本共産党は

政府に要求し、続けましてこの法案に
反対するものであります。(拍手)
○議長(佐藤寅次郎) これにて討論の
通告者の発言は全部終了いたしました。
た。討論は終局したものと認めます。
これより本案の採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛
成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(佐藤寅次郎) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。
(拍手)
本日の議事日程はこれにて終了いた
しました。次会の議事日程は決定次第
公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十一分散会
○本日の會議に付した事件
一、日程第一 電信電話料金法の
一部を改正する法律案
一、日程第二 郵便法の一部を改正
する法律案
一、日程第三 郵便為替法の一部を
改正する法律案
一、日程第四 国有鉄道運賃法の
一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議員

議長 佐藤 尙武君
副議長 三木 治朗君

結城 安次君 山川 良一君
山内 卓郎君 村上 義一君
前田 綱君 堀越 儀郎君
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 野田 俊作君
西田 天香君 徳川 宗敬君
伊達源一郎君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高木 正夫君
田村 文吉君 鈴木 直人君
杉山 昌作君 新谷寅三郎君
島村 軍次君 西郷吉之助君
小林 政夫君 小宮山常吉君
楠見 義男君 河井 彌八君
柏木 康治君 加賀 操君
岡本 愛祐君 岡部 常君
小野 哲君 梅原 眞隆君
楠瀬 常務君 青山 正一君
長島 銀藏君 木村 守江君
宮本 邦彦君 秋山俊一郎君
高橋進太郎君 仁田 竹一君
宮田 重文君 上原 正吉君
森田 豊壽君 石川 榮一君
大谷 豊潤君 九鬼紋十郎君
深水 六郎君 加納 金助君
平沼彌太郎君 大矢半次郎君

城 義臣君 岡崎 眞一君

小野 義夫君 寺尾 豊君

黒田 英雄君 石坂 豊一君

岩沢 忠恭君 北村 一男君

黒川 武雄君 横尾 龍君

徳川 綱貞君 中山 壽彦君

中川 以良君 飯島連次郎君

伊藤 保平君 井上なつゑ君

赤澤 與仁君 赤木 正雄君

松本 昇君 廣瀬興兵衛君

重宗 雄三君 大野木秀次郎君

加藤 武徳君 長谷山行毅君

松平 勇雄君 古池 信三君

杉原 荒太君 平井 太郎君

白波瀬米吉君 山縣 勝見君

安井 謙君 山本 米治君

岡田 信次君 愛知 揆一君

滝井治三郎君 石村 幸作君

平林 太一君 溝淵 容次君

鈴木 恭一君 入交 太蔵君

石原幹市郎君 山崎 恒君

紅霞 みつ君 深川タマエ君

木内キヤウ君 池田宇右衛門君

大島 定吉君 郡 祐一君

川村 松助君 谷口弥三郎君

有尾 英二君 油井賢太郎君

山田 佐一君 西山 亀七君

櫻内 義雄君 三好 始君

西田 隆男君 泉山 三六君

平岡 市三君 小林 英三君

栗栖 越夫君 鬼丸 義齊君

小泉 秀吉君 赤松 常子君

島 清君 野濤 勝君

若木 勝蔵君 永井純一郎君

三橋入次郎君 原 虎一君

上原 愛一君 片岡 文重君

山花 秀雄君 田中 一君

松永 義雄君 岩崎正三郎君

菊田 七平君 内村 清次君

佐多 忠隆君 小林 亦治君

羽生 三七君 高田なほ子君

吉田 洪晴君 駒井 藤平君

小川 久義君 境野 清雄君

木内 四郎君 稻垣平太郎君

椿 繁夫君 菊川 孝夫君

須藤 五郎君 岩間 正男君

千葉 信君 木村福八郎君

堀 眞琴君 水橋 藤作君

成瀬 輝治君 重盛 壽治君

東 隆君 森 入三一君

梅津 錦一君 江田 三郎君

小酒井義男君 栗山 良夫君

三浦 辰雄君 松浦 定義君

中村 正雄君 曾弥 益君

松原 一彦君 羽仁 五郎君

和田 博雄君 カニエ邦彦君

相馬 助治君 山下 義信君

大野 幸一君 金子 洋文君

池田七郎兵衛君

國務大臣

農林大臣 根本龍太郎君

運輸大臣 山崎 猛君

郵政大臣 佐藤 榮作君

電氣通信大臣

政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君

法制意見長官 佐藤 達夫君

昭和二十六年十月三十一日 参議院會議録第十二号

一三八

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十 円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町四一五
印刷 刷 行
電話 九段四五一五
電報 東京一九〇〇
郵便 東京一九〇〇